

次年度の当初予算成立を前提とした年度開始目前の事前手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、入札を中止する。

一般競争入札公告

沖縄県が発注する「令和8年度沖縄県微小粒子状物質成分分析委託業務」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和8年度沖縄県微小粒子状物質成分分析委託業務
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 引渡の期限 令和9年3月23日（火曜日）
- (4) 引渡の場所 沖縄県環境部環境保全課

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者。
 - ウ 沖縄県が行う指名競争入札に関する指名を停止されている法人等（個人、法人又は団体をいう。）。
 - エ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - オ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ケ 次に掲げる税を滞納している者。
 - a 沖縄県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - b 消費税及び地方消費税
 - コ 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）の保険料を滞納している者。
 - サ 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を払っていない者。
 - シ 労働関係法令を遵守していない者。
- (2) 微小粒子状物質成分分析業務又はこれと同等の大気汚染物質成分分析業務の実績を過去2箇年の間に複数回有すること。
- (3) 計量法第107条に基づく、計量証明事業（濃度・大気）の登録者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 本件公告日から令和8年4月3日（金曜日）午後5時まで。
- (2) 場所 沖縄県ホームページに掲載

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025068/1037585/1038765.html>

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年4月3日（金曜日）午前10時00分
- (2) 場所 沖縄県庁舎4階環境保全課（郵送による入札とする。）

5 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を入札保証金説明書の日時までに9の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。なお、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の100分の5を徴収する。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したものについて、国又は地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名または記名押印いづれかがない入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 本件公告日から令和8年4月3日（金曜日）午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県ホームページに掲載
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025068/1037585/1038765.html>

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行の日時に当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
- (5) 再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定に基づき、最低価格の入札者と随意契約ができるものとする。
- (6) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県環境部環境保全課
- (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵便により提出することとする。この場合、配達証明付きの書留郵便で、配達日指定郵便とすること。
 - ア 配達指定日 令和8年4月2日（木曜日）午後5時必着とする。
 - イ 配達場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県環境部環境保全課 大気環境班
 - ウ 提出書類 入札書、一般競争入札参加結果通知書の写し等
- (2) 最低制限価格 設定しない。
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

12 今後のスケジュール

- | | |
|--------------|------------|
| 令和8年3月3日（火）～ | 公告 |
| 3月23日（月）～ | 資格審査 |
| 4月3日（金） | 一般競争入札 |
| 4月上旬～ | 契約及び委託業務開始 |